

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼田町長 横山 茂

市町村名 (市町村コード)	沼田町 (14389)
地域名 (地域内農業集落名)	沼田地区 (市内1~3、市内4~5、市内6~7、沼田第1、仲町、沼田第3、沼田第4、沼田第5、沼田第6、沼田第1、真布、幌新第1、幌新第2、旭町、高穂第1、高穂第2、更新第1、更新第2、更新第3、共成第1、共成第2、共成第3、東予第1、東予第2、恵比島第1、恵比島第2、恵比島第3、恵比島第4、北竜1のA、北竜1のB、北竜第2、北竜第3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、水稻を主要作物としつつ土地利用型作物の小麦、大豆、そば等と集約型作物の花き、メロン等が栽培されており、近年は加工用トマトやブロッコリーによる複合経営による生産化が図られています。
 ・現在、遊休農地は存在しないものの、農業経営体数は2010年199経営体に対し、2020年155経営体と22%減少し、経営主年齢階層別経営体数でも60歳以上が全体の33%を占めており、農家戸数の減少や農業経営主の高齢化が課題であり、農地の荒廃が懸念される。
 ・持続的に農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めるためには、法人化による農業経営の効率化及び新規就農者を確保・育成しつつ地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
 ・そのため、次世代に繋ぐために分散する担い手の農地を集積、集約するとともに、農作物の収量・品質向上の取組や高収益作物の栽培などを通じて農業所得の確保に向けた取組を推進する必要がある。

【地域の基礎データ】

・農業経営体:155経営体(うち60歳代以下51経営体)、法人経営体13経営体 ※2020農林業センサス
 ・主な作物:水稻、小麦、大豆、そば、加工用トマト、花き等

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の農地の有効活用に向けて、農作物の収量・品質向上に向けた農地整備を行い圃場条件改善に向けた取組を行うほか、高収益作物の産地化を目指し収量・品質向上に向けた取組を推進する。また、主要作物である水稻については省力栽培技術を取り入れ、省力化・生産コストの削減に向けた取組を推進する。
 ・農村地域の維持活性化に向けては、今後の地域農業の担い手となる法人の育成及び新規就農者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の継承を進めることができるように地域の担い手が一体となって農地を利用していく体制構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,173 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4,173 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農用地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や営農法人、新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への農地の集積・集約による経営規模の拡大と生産性の向上を図るため、関係機関と連携して、農地の区画整理や農業用排水施設等の整備を推進するとともに、基幹水利施設の効用が発揮されるよう、適正な維持管理や改修を取り進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、散布組合により実施し共同防除により取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやアライグマなどの農業被害を防止するために、電牧柵・有害鳥獣捕獲監視システム等を活用し効率的・効果的な取組を推進する。
- ②環境への負荷をできる限り低減し、農産物の品質向上に向け化学肥料・農薬の使用を削減するクリーン農業をはじめ緑肥の作付、堆肥の施用など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い取組を推進する。
- ③生産性の向上、農作業の省力化を図るため、スマート農業技術の導入を支援するとともに、携帯電話不感地帯における補正信号受信対策を取組み、日々進化する先端技術を地域実態に合わせて効果的に導入・活用できるように推進します。
- ④畑作物が定着している水田の畑地化に取り組む、畑地化促進事業など必要な対策を行う。
- ⑥持続可能な農業経営実現のために、省力化・生産コストの削減に向け省力栽培技術の導入など必要な取組を推進する。
- ⑦農地の多面的な機能を発揮していくため、多面的機能支払制度等を活用し必要な取組を推進する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業用施設の改修、整備、集約化に取り組む。